

福祉だより  
「障害者自立支援法」

法では左記の内容の充実を図っています。  
なりますので、役場の担当係までご相談ください。

ご存知ですか？

入院時食事代の『減額認定証』のこと

入院したときに『減額認定証』を病院に提示すると、食事代が減額になります。

\*住民税非課税世帯の方が減額認定の対象となります。  
\*減額認定証の交付には、申請が必要です。

\*減額認定証の有効期限は毎年七月末までですので、八月以降も必要な方は、再度申請が必要となります。(八月申請で八月一日からの認定となります。)

※窓口には提示しないと減額されませんので、ご注意ください。

お問い合わせ

大方総合支所  
健康福祉課 国保係

☎ 43-2116 (直通)

佐賀総合支所

健康福祉課 保険福祉係

☎ 55-3112 (直通)

必要なもの

・国保加入者(老人医療受給者以外)  
保険証と世帯主の印鑑



平成十八年四月から施行されたこの法律は、障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して、これまでの制度上の課題を解決するとともに、利用できるサービスをもさらに充実していくために制定されたものです。

これまでの問題点

①「身体」・「知的」・「精神障がい」といった障がい種別ごとの縦割りでサービスが提供されており、施設・事業体系がわかりにくく、使いくにくいこと。

②サービスの提供体制が十分な自治体も多く、必要とする方全てにサービスが行き届いていない(地方自治体間の格差が大きい)こと。

③支援費制度における国と地方自治体の費用負担のルールでは、増え続けるサービス利用のための財源を確保することが困難であること。これらの問題点などを見直し、障がいのある方の自立を支えるため、障害者自立支援

自立支援法のポイント

①障がいの種別にかかわらず、障がいのある方が必要とするサービスを利用できるよう、サービス利用の仕組みを一元化し、施設・事業を再編する。

②障がいのある方に、身近な市町村が責任をもつて一元的にサービスを提供する。

③サービスを利用する方も、サービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもつて費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実していく。

④就労支援を強化していく。

⑤支給決定の仕組みを透明化・明確にする。

サービス内容としては、自立支援給付(介護給付・訓練等給付・自立支援医療・補装具)や地域生活支援事業(相談支援・移動支援・日常生活用具の給付または貸与など)で構成されていますが、個別に支給決定が行われる場合には利用の手続きなどが必要と

利用者の負担

利用者負担は、所得に着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した負担の仕組み(一割の定率負担と所得に応じた月額上限の設定)に見直され、障がい種別で異なる食費・光熱費などの実費負担も見直されて、三障がい共通した利用者負担の仕組みとなつていきます。

定率負担、実費負担のそれぞれに低所得に配慮した軽減策も講じられています。

ノーマライゼーションの理念に基づいて導入されたこの制度が、地域により密着し安心して暮らせる社会の実現のためにも関係機関との連携をさらに深めていきたいと考えております。

お問い合わせ

大方総合支所 健康福祉課 福祉係

☎ 43-2116 (直通)

佐賀総合支所 健康福祉課 保険福祉係

☎ 55-3112 (直通)